

鹿沼市自動販売機設置事業者応募要項

鹿沼市では、まちなか交流プラザ2階に自動販売機を設置する事業者を応募し、一般競争入札によって決定します。

入札に参加を希望される方は、本応募要項をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

1 目 的

市有財産の有効活用を図りながら安定した財源を確保するとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ります。

2 入札資格要件

次の要件をすべて満たす法人又個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当しない者で当該事実があった日から3年を経過したものであること。
- (3) ①個人にあつては、鹿沼市内に住所を有し、事業を営んでいること。
②法人にあつては、鹿沼市内で自動販売機の設置業務を行っている者で、栃木県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (4) 自らが自動販売機を設置し、運営する事業（以下「自動販売機運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。また、これまで、自動販売機運営事業に2年以上の実績を有していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項2号～4号及び6号の暴力団員関係者と認められないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (7) 市税等に滞納のないこと。
- (8) その他本応募要項の定める条件及び関係法令を遵守すること。

3 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を提出し、入札参加資格を有することの確認を受けてください。

- (1) 受付期間 令和7年5月7日（水）～令和7年5月23日（金）
（土曜、日曜及び祝日を除く。）
- (2) 受付場所 鹿沼市役所市民部協働のまちづくり課（鹿沼市役所2階⑦番）
- (3) 申込方法 前記（2）の場所に直接書類を持参してください。

※郵送等による入札参加申込書の受付は行いません。

(4) 提出書類（提出部数各 1 部）

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申請書	○	○
②	住民票		○
③	商業登記簿（現在事項証明書）	○	
④	前項の入札資格要件の（5）及び（6）に係る誓約書	○	○
⑤	印鑑証明書	○	○
⑥	市外に事務所がある法人は、県税の完納証明書（納税義務のあるすべての項目）	○	○
⑦	設置する自動販売機のカatalog	○	○

※②、③、⑤、⑥は提出前 3 か月以内の発行のものとし、原本を提出すること。ただし、複数の物件に対し申込みをする場合には、一番小さい入札番号の担当課に原本を提出し、それ以外の入札番号については原本の写しの提出も可とする。

※⑥について、市税の納付状況については市職員が確認するため、市税に関する完納証明書の提出は不要。

4 質問書及び回答

(1) 質問受付期間

令和 7 年 5 月 7 日（水）から令和 7 年 5 月 2 0 日（火）までの日（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間（ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。）

(2) 提出方法

質問書（鹿沼市所定様式）を協働のまちづくり課に電話連絡（0289-63-2240）のうえ、ファックス（0289-60-1001）で提出する。

(3) 質問者への回答

質問者に 5 月 2 2 日（木）午後 5 時までにファックスで回答するほか、協働のまちづくり課前にて閲覧を行う。

5 入札参加資格の確認等

上記 3（4）の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和 7 年 5 月 3 0 日（金）頃に、申請者宛に結果を郵送します。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消します。

6 契約上の主な条件

(1) 貸付契約の内容

本件の賃貸借契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定の基づく貸付となります。

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日までの 5 年間とします。

(3) 貸付の用途等

本件の貸付物件は、「自動販売機運営事業」の用途（以下、指定用途という。）に供さなければなりません。また、自動販売機及び飲料容器等の回収容器等の設置・運営に伴う工事費用、光熱水費等は借受人の負担とします。

(4) 禁止条項は以下のとおりです。

- ① 貸付物件を指定用途以外の用途で使用する。
- ② 貸付物件に建物を建築すること、又は工作物を設置すること。
- ③ 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- ④ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- ⑤ 貸付物件に設置する自動販売機で酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 2 条による酒類又はその類似品を販売すること。

(5) 貸付物件の引き渡し及び返還

貸付物件は、貸付期間の初日に現況有姿の状態引き渡すものとします。

返還は、引渡し時点と同じ状態に現状回復し返還しなければなりません。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状回復することなく引き続き使用することができます。

なお、当該貸付物件が「目的外使用許可」（地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 7 号の許可）から本貸付契約に移行するときは、上記の但し書きを「貸付期間の満了前」を「許可の満了前」と読み替えることとします。

(6) 自動販売機及び飲料容器等の回収容器等の設置については次のとおりとします。

- ① 自動販売機及び飲料容器等の回収容器等は常時使用可能な状態で設置されていること。
- ② 貸付物件が環境に配慮すべき公共施設であることに鑑み、省エネルギー、省電力、ノンフロン対応など、環境負荷を軽減した自動販売機の設置に努めること。
- ③ 自動販売機及び飲料容器等の回収容器等の設置にあたっては、施設の躯体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全対策を講じること。
- ④ 設置された自動販売機（電源確保のために工事をした電気施設）及び飲料容器等の回収容器等は、施設管理者の管理の範囲外であるものとする。

(7) 自動販売機の販売品については、以下のとおりとします。

- ① 販売品は飲料品（酒類又はその類似品を除く）とする。

- ② 販売品の維持管理や補充は、借受人の責任において行うこと。
- ③ 関係法令を遵守し、賞味期限など販売品の衛生管理は借受人の責任で徹底すること。
- ④ 自動販売機の販売品の売価は、標準価格（定価）以下に設定すること。
- (8) 自動販売機及び販売品（前項（7）①）について、「特記事項」により条件が付されている場合は、その条件は履行してください。また、そのことについて必要な事項は協議してください。
- (9) 販売品補充の搬入及び飲料容器等の回収は、次のとおりとしてください。
 - ① 販売品補充のための搬入及び飲料容器等の回収の頻度、方法、時間等については、施設管理者と協議すること。
 - ② 飲料容器等の回収においては、施設管理者の指示に従い、鹿沼市の分別収集方法により分別回収し、適正に処分すること。

7 入札及び開札の日時、場所（予定）

- (1) 入札及び開札の日時 令和7年6月20日（金）午前10時より
- (2) 入札及び開札の場所 鹿沼市役所 5階 会議室5-1
(鹿沼市今宮町1688-1)
- (3) 開札は、開札時間に入札番号ごとに行います。

8 入札の手続き

- (1) 入札の方法
 - ① 郵便による入札とします。
 - ② 法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理人が入札する場合は、委任状が必要となります。入札前に、必要事項を記載し記名押印して委任状を提出してください。
 - ③ 入札書に記載する入札額は、1か月間の売上金額に対する貸付料率（貸付率は、売上見込金額に対するもので、消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額となります。）をパーセントで記載してください。
 - ④ 入札に参加する者は、鹿沼市所定の入札書に必要事項を記載、記名押印したことを確認の上、入札してください。
 - ⑤ 入札書の書換え、引換え、又は撤回はできませんので注意してください。
 - ⑥ 入札者は、入札執行について担当職員の指示に従わなくてはなりません。
- (2) 入札の関する書類
 - ① 入札参加資格決定通知の写し
 - ② 入札書（鹿沼市ホームページ記載の様式）
 - ③ 委任状（代理人が入札される場合）（鹿沼市ホームページ記載の様式）
- (3) 入札の実施を事情により予告なく中止又は延期することがあります。

- (4) 入札を中止又は延期した場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても鹿沼市は補償の責めを負わないものとします。

9 入札の無効

次の事項に該当する入札は無効となります。

- (1) 入札参加の資格がない者が行った入札
- (2) 入札書を2通以上提出した入札
- (3) 入札書の記載事項が不めいりょうで判読できない入札
- (4) 入札書に記載した金額を訂正した入札
- (5) 入札書に記名・押印をしないで行った入札
- (6) 虚偽又は不正な行為により行った入札
- (7) 前各号に掲げるもののほか、鹿沼市財務規則に違反して行った入札

10 一般競争入札資格の審査等及び落札者の決定

- (1) 市が設定した予定価格（貸付料率）以上の価格をもって有効な入札を行ったもののうち最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同一価格（貸付料率）の入札者が2人以上あるときは、くじ引きで落札者を決定します。

11 契約の締結

- (1) 落札者は、鹿沼市所定の契約書により、鹿沼市と単価契約による賃貸借契約（以下、本契約という。）を締結します。
※1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。
- (2) 本契約締結に貼付する収入印紙及び契約締結に関して必要な経費は、借受人（落札者）の負担とします。
- (3) 指定した期限内に本件契約を締結しない場合、落札を無効とします。

12 入札保証金及び契約保証金

免除

13 自動販売機の電気料等について

- (1) 自動販売機に係る電気料等は、借受人の負担とします。
- (2) 電気料については、借受人の負担で子メーターを設置してください。なお、設置に当たっては、施設管理者の指示にしたがってください。
- (3) 電気料等は、市が発行する納入通知書により、納期限までに納入していただきます。

1 4 入札結果の公表

入札の結果については、その内容（物件の所在地、落札金額、落札者）を鹿沼市ホームページ公表（閲覧）します。

1 5 その他

- （１）本応募要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、鹿沼市財務規則などその他関係法令等定めるところによります。
- （２）入札参加者及び落札者が、本契約応募要項２－（５）に該当する暴力団等から不当な介入を受けた場合担当課へ報告してください。
- （３）過去に、自己の都合により契約解除を行った事業者、又は契約条項に定める義務に違反し契約を解除された事業者は、契約解除後１年間に於いて、鹿沼市における自動販売機の入札に参加することができません。
- （４）本応募要項に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒322-8601 鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市市民部協働のまちづくり課（行政棟2F）
TEL 0289-63-2240